

平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原 告 崔鳳泰ほか10名

被 告 国

原 告 準 備 書 面 (8)

2011年8月26日

東京地方裁判所 民事第2部E係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 東澤 靖

同 川口和子

同 二関辰郎

同 小町谷 育子

同 魚住昭三

同 古本晴英

同 張界満

同 斎藤義浩

被告準備書面（11）及び同（12）の主張に対する原告側の意見及び反論

第1、被告国歴史的事実の主張へのコメント

- 1、被告国は、被告準備書面（11）及び同（12）において、日本国政府から見た歴史的事実としてその内容を説明している。
- 2、原告としては、被告国による歴史的事実の説明自体について特にコメントするものではない。

ただし、被告準備書面（11）第1の部分（2頁）で、被告国が「日本政府は、遅くとも江戸時代初期にあたる17世紀半ばには、竹島の領有権を確立していた」と主張するが、江戸時代初期にあたる17世紀半ばに竹島の領有権が確立されていなかつたことを示す歴史文献が多数発見されていることは竹島問題にあっては常識であって、当該主張が日本政府の一方的な歴史認識にすぎないことは指摘しておく。

- 3、上記で指摘する点を除き、被告準備書面（11）及び同（12）における、被告国による歴史的事実の説明は、単純にどのような問題が日韓両国との間で生じていたかという事を説明するに止まるものであって、当該問題が提起されることとなった背景事情にはどのようなものがあったのか、あるいは、当該問題が日韓両国との間でどのような形で提起されてきたのかなどの具体的な事情をはじめ、当該問題において何が本質的な問題であって検討課題とされたのかという歴史的経緯が具体的に明らかにされていない。

本件訴訟で問題となる日韓会談外交文書に関する不開示情報について、その不開示事由の存在の有無を判断するためには、前述のように、当該不開示情報を含む外交文書等が作成された時代の背景事情や歴史的経緯が具体的に明らかにされてこそ、当該不開示情報の今日的意義の有無や当該不開示情報の開示によって影響を受ける具体的な事情、あるいは、発生しうる具体的な問題の有無を判断することができると言わざるを得ないが、結局、被告国による歴史的事実の説明は、不開示事由の存在の有無を判断するに堪えない不十分なものであると言わざるを得ない。

第2、各歴史的事実が不開示理由とならないこと

1、被告国は、その準備書面（12）において、被告国が主張する歴史的事実の内容を説明するとともに、当該歴史的事実に関する文書の不開示理由についても主張している。

上記主張は、主として、被告準備書面（1）ないし（9）において、個々の不開示文書ごとに既に主張され、原告においても、既に主として、原告準備書面（2）ないし（6）において、不開示理由にあたらない旨反論してきたところである。

今般、被告準備書面（12）において、不開示理由の主張が全体的にまとめられていることを踏まえ、これらが不開示理由にあたらない旨の原告の主張について全体的に整理し、まとめたものが、別表「被告準備書面12整理表」（以下、単に「整理表」という。）である。

2、整理表は、被告準備書面（12）の1から35の各歴史的事実に対応する形で、「不開示文書番号」、「不開示条文」、「不開示理由」、「被告準備書面記載箇所（12に基づく）」、「被告準備書面での主張等」、「原告準備書面での反論部分」、「反論内容等」及び「留意すべき点等」の項目ごとに整理した。

整理表中、「不開示文書番号」とは、被告準備書面（12）別表記載の「文書番号」を記載したものであり、「不開示理由」とは、被告準備書面（1）23～24ページ記載の不開示理由1ないし6をあてはめて記載（かつて内、被告準備書面（12）を含めた各被告準備書面の対応箇所等から、具体的な不開示理由を記載）し、それに対する情報公開法5条各号を「不開示条文」として記載した。

次に、「被告準備書面記載箇所（12に基づく）」は、被告準備書面（12）別添記載の被告準備書面の該当ページを転載し、「被告準備書面での主張等」として、当該該当ページ等に記載のある不開示理由のポイント等を記載した。

不開示理由に対する原告側の反論については、「原告準備書面での反論部分」で、反論が記載されている原告準備書面の該当箇所を摘示し、「反論内容等」で、反論のポイント等を記載した。

3、なお、被告準備書面（12）とそれ以前の被告準備書面（1）ないし（9）とを比較すると、同じ不開示文書について、前者と後者で、不開示理由が一致していない箇所がかなり見られる。

例えば、項目2のように前者で、不開示理由として「ロシア政府との交渉上不利」が追加されていたり、項目16ほか多数見られるが、後者では、不開示理由として、韓国等との信頼関係が損なわれることと共に、「事務の適正な遂行への支障」を挙げているのに対し、前者では、「事務の適正な遂行への支障」が挙げられていなかったり、項目34のように、前者の不開示理由は、不開示理由3（韓国との信頼関係が損なわれるおそれ）なのに対して、後者の被告準備書面（9）で主張されている不開示理由は、不開示理由1（今後の北朝鮮交渉上不利）になっていて、不開示理由が変更されたりするなどである。これらを「留意すべき点等」の項目に記載した。

第3、被告の不開示事由に対する総論的反論

被告国は、その準備書面（11）及び（12）において、被告国の主張する歴史的事情の内容を説明することにより、不開示事由の存在を基礎づけようとしている。しかし、こうした主張によっては、不開示事由の存在を認定することはできない。

以下、この点について具体的に述べることとするが、すでに同様の主張を行っている場合には、その該当箇所を、原告準備書面を「準書」としたうえで示すこととする。

1、 被告国の主張には、不開示事由の存在を認定するに足る具体性が存在しないこと。

（1） 不開示事由の現在性の欠如と具体的な「おそれ」を主張する必要性（被告準備書面（12）全般）

不開示事由とされる各種のおそれは、現在及び将来にわたるべきものであり、過去におそれが存在していた事実はそれのみでは不開示事由とはならない（訴状5頁、準書（3）4頁以下、準書（4）7～8頁、準書（5）9頁以下）。

また、文書の中の情報が、その性質自体は他国との信頼関係や交渉あるいは公共の安全と秩序の維持など、不開示事由に関する情報であったとしても、わずかでも関係があるということをもって、直ちにその不開示が正当化されるわけではない。不開示とされる情報は、不開示事由に列挙された各種の利益が「害されるおそれ」、「損なわれるおそれ」、「不利益を被るおそれ」（以上法5条3号）、あるいは「支障を及ぼすおそれ」（法5条4号、6号）が要求されている。そのような各種の利益について、害され、損なわれ、不利益を被りあるいは支障を及ぼすおそれがあるかどうかについては、そのようなおそれの有無を客観的に判断するために、具体的に特定された主張が必要とされる（準書（3）5頁以下、準書（5）3～4頁）。しかし、被告国の主張は、事象が不開示事由に関することを述べるのみで、どのような具体的なおそれを発生させるのかを特定していない。

(2) 不開示事由となり得ない事情の主張（被告準備書面（12）2項、16項、17項、18項、19項、20項、21項、22項、24項、25項、26項、28項、34項）

被告国が不開示の理由としてしばしば用いる、「公表することを予定せずになされた」、「外務省内部における見解である」、「忌憚のない意見交換である」といった理由は、それ自体はなんら不開示事由を示すものではない（準書（4）5～6頁）。およそ行政文書の多くは、そのような性格を持つものであるが、それらは、情報公開法において不開示事由として認められていない。被告国は、また、そのような理由を以て直ちに、公開することが他国との信頼関係を損なうという主張に結びついているが、信頼関係を損なう具体的な事情の説明がない以上、両者の間にはなんらの論理的関連性はない。

(3) 「交渉上不利益を被るおそれ」に関する不十分な主張（被告準備書面（12）1項、2項、4項、6項、7項、8項、9項、10項、11項、12項、14項、15項、22項、27項、28項、30項、32項、33項）

とりわけ、被告国がしばしば不開示理由として依拠する「交渉上不利益を被るおそれ」の場合には、問題となっている事項について、現在でも交渉が継続していることが必要であり、かつ、現在の交渉において問題の焦点になっている事項を具体的に特定したうえで、開示請求対象文書が、そのような具体的な事項に関連する文書であること、ならびに今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることが、被告国によって具体的に主張立証される必要がある（準書（1）31～32頁、準書（4）6～7頁）。

しかし、被告準備書面（12）において、ほとんどの項目では、開示によって影響を受ける現時点での具体的交渉や、あるいは発生しうる具体的な問題は、何ら述べられていない。

(4) 韓国側代表や第三国の者による発言部分や見解（被告準備書面（12）3項、

19項、21項、23項)

また、法5条3号の不開示理由について、被告国が韓国側代表や第三国の者による発言部分や見解を不開示している場合がある。しかし、韓国側代表や第三国の者による発言部分や見解を公にすることによって、日本に外交交渉上の不利益が生じることは通常想定されない。また、信頼関係についても、韓国側代表や第三国の者による発言部分や見解は、それが記録され相手国の法制度の中で公開されうることは当然予定されている。それゆえ将来にわたってその内容を秘匿する約束を行ったというような特別な事情がなければ、韓国側代表や第三国の者による発言部分や見解を公にすることが、信頼関係を損なうという事情は想定できない（準書（4）8～9頁）。

(5) 日朝交渉に関わる主張（被告準備書面（12）4項、6項、7項、8項、9項、10項、11項）

なお、日韓会談文書における請求権問題に関わる文書と、日朝交渉との関係については、被告準備書面（12）（7頁以下）も認めるように、2002年の日朝平壤宣言では財産及び請求権問題をめぐる今後の交渉が、「相互に放棄するとの基本原則に従い」、今後は「国交正常化交渉において、経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議する。」という経済協力の枠組みで実施されることが合意されている。また、経済協力についても、それを支える思想や実際の協力内容は時代状況の応じて大きな変化を遂げている。例えば、外務省の整理によっても、第1期（1945～1963年）：戦後賠償期、第2期（1964～1976年）：援助伸張期、第3期（1976～1988年）：計画拡充期、第4期（1989～現在）：援助大国期、など、援助のあり方や内容が変遷してきたことを示している（外務省「経済協力Q & A」の「Q2　日本の援助の歩み」、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/nyumon/goiken/qa/pdfs/q2.pdf>）。それゆえ、北朝鮮との今後の交渉においては、第1にそれが賠償交渉ではなく相互放棄の原則に基づく経済協力の内容の交渉であること、第2に、経済協力を支える思想も内容も大きな変化を遂げてきていること、などから、半世紀前の日韓会談における日本政府部内での

検討内容や、具体的数値、検討経過、検討結果、試算等は、もはや日朝交渉における「手の内」としての有効性や関連性を失っている（準書（6）31頁以下）。少なくとも被告国が、両者の間の具体的な関連性を主張しなければ、その関連性は、まったく不明のままである。この点で、被告国は、日韓会談における内容が「経済協力資金等として要求する金額の『相場』を把握するための材料となる」と主張するが（被告準備書面（12）7～8頁）、これはあまりにも荒唐無稽なものである。日韓会談の結果としての供与金額（5億ドル）の決定においても日本政府内の具体的検討や資産はほとんど意味を持たず米国の影響に基づくきわめておおざっぱな数値の駆け引きの中で決定された歴史的事実がある（準書（6）43～47頁）。そして日朝間の無償資金協力等の金額については、日韓間で決定された金額をはるかに上回る金額（80億ドル）が政府首脳間でやり取りされてきた歴史的事実がある（準書（6）47～48頁）。それらの歴史的事実に照らせば、日韓会談における日本政府の検討内容は、経済協力の金額を決定する際に影響を持つような情報とはなり得ないことは明らかである。「『相場』を把握するための材料となる」などという被告国の主張は、具体的な根拠を欠いたその場しのぎの不誠実な主張にすぎず、そのような不誠実な主張によって行政文書公開の原則がゆがめられることがあってはならない。

（6）便乗する主張（被告準備書面（12）4項、9項、10項）

被告国は、財産、請求権開題とは直接関係しない事項についても「並行して議論されていた」と述べることにより、不開示事由としている。しかし、「並行して議論されていた」こと自体は、なんら不開示事由を基礎づけるものではなく、それぞれの事項がどのような意味で今後の交渉上の不利益と関係するのかが明らかにされるべきである。そのような主張のないままに、財産、請求権開題と「並行して議論されていた」ことを不開示事由として主張するのは、単なる便乗であり、不開示事由は何も明らかにされていない。

(7) 警備体制に関する主張（被告準備書面（12）5項、13項、29項、31項）

不開示事由としての公共の安全・秩序の維持、あるいは事務の適正な遂行とは、すでに終了した過去の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行ではなく、現在又は将来の公共の安全・秩序の維持や事務の適正な遂行を意味する。対象とされている文書に記載されているのは、いずれも40年あるいは50年前の韓国との間の海上警備情報や領海侵犯に関する捜査情報であるが、それらの警備や捜査を取り巻く状況や環境は、その年月の経過の中で大きな変化を重ねている。日本と韓国との関係においても、当時両国間で問題とされていた「李ライン」は撤廃され、両国間には国交を正常化する条約や協定も締結され、経済水域に関する国際情勢も変化した。また、海上警備や捜査についても、情報通信技術やレーダー技術の発展などにより40年あるいは50年前とははるかに異なる海上警備や捜査が実施されている。そのような時の経過による変化の中で、40年あるいは50年前の海上警備情報や捜査情報が、現在においても「手の内」として機能するというのがあまりにも荒唐無稽な主張である（準書（3）4～7頁）。

2、 不開示事由の根拠を失わせるような事実が存在すること。

(1) 時の経過

日韓会談の終了（1965年）から本件処分時までに40年以上の時間が経過しており、現在の行政事務に与える影響は、大きく減少している（準書（1）16頁以下、準書（5）12頁以下、準書（6）13頁以下）。被告国の主張においては、その点についてなんらの考慮はなく、単に過去の事象と現在の関連性を述べるのみである。

(2) 外交文書の30年公開原則

外交文書については、今日30年経過による公開原則が適用されている（準書（1）17頁以下、準書（4）7～8頁、準書（5）9頁以下）。日韓会談文書は、まさにそれに相当する文書であり、それを非公開とするためには同原則の適用を妨げるような事情が必要とされるが、被告国はその点についてなんらの主張もしていない。

(3) 文書がすでに相手国により公開されている事実

日韓会談に関する韓国側保管文書は2005年に全面公開され、日本側の不開示によって防止可能な不利益は存在しない（訴状5頁）。

3、開示による不利益にはるかにまさる利益が存在すること。

すでに詳しく主張したように（訴状5頁、準書（6）19頁以下）、日韓会談文書は歴史的記録であり、その公開は法の目的である民主的な行政の推進、近隣諸国との間の友好的国交樹立、歴史や外交の研究に資するものである。こうした利益を考慮してもなお、同文書を不開示とし続けることにどのような正当化要素があるのか、被告国はこの点についてなんらの主張も行っていない。

以上